

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 8 日

各文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

民法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 33 号）に係る Q & A 形式の
解説資料の周知等について（依頼）

令和 6 年 5 月に成立・公布された「民法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 33 号。以下「改正法」といいます。）は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すものであり、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されることとされています。

改正法の施行に向けては、父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議（以下「連絡会議」といいます。）において、関係省庁が連携して取組を進めることとしておりますが、今般、連絡会議幹事会において、「Q & A 形式の解説資料」（以下「Q & A」といいます。）が作成され、別添のとおり法務省よりこの内容についての周知依頼がありました。

Q & A については、「民法編」と「行政手続・支援編」の 2 編から構成されています。

- ・「民法編」においては、離婚後の父母双方が親権者である場合の親権の行使方法として、親権は父母が共同で行う一方、「監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使」をするときや「子の利益のため急迫の事情があるとき」には親権の単独行使ができるとする、親権の行使方法の考え方や具体例のほか、特に私立学校関係の内容として、学校教育に関してはどのようなものが「監護及び教育に関する日常の行為」や「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当するかや、親権を持つ別居親から学校行事への参加の希望を受けた場合、学校はどのように対応すべきか、といった具体的に学校現場を想定した場合の親権行使の考え方（p. 26～p. 29）等について、
- ・「行政手続・支援編」においては、特に私立学校関係の内容として、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金等の支援制度における収入要件の考え方（p. 42～p. 45）等について、

それぞれ考え方が整理されていますので、内容について御了知いただくようお願いいたします。

また、現行法下の婚姻中の父母が別居している場合等においては、例えば、以下のように対応された例があります。父母が離婚後に共同で親権を行使することとなった子供

の支援等に当たっては、学校の負担とならない範囲において適切な対応をお願いします。

- ・父母の合意の上で、子と別居している親が学校行事に参加した事例
- ・子の希望を勘案し、子と別居している親と同居している親との間で来校時間を分けるなどの事前の調整が図られた上で授業参観に参加した事例
- ・別居している親から子の成績の開示について要請があり、本人及び父母の合意の上で、子の成績を子と別居している親に伝達した事例

なお、内容の周知に当たっては、学校における働き方改革の観点から、周知の方法については、例えば、他の案件とまとめて周知する等、必要に応じて御判断いただくよう、お願いします。

Q&Aについては、今後も改定が予定されているため、最新版については、法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900355_00001.html) より御確認をいただくようお願いします。

また、法務省のホームページ (https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html) には、ポスターやパンフレット等、改正法の内容についての情報が掲載されておりますので、適宜御活用願います。

各都道府県私立学校主管課におかれては、本件を所轄する学校法人及び学校に、各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社の設置する学校にお知らせいただくなど、その周知について御協力をお願いします。



法務省ホームページ

【本件連絡先】

(本事務連絡について)

高等教育局私学部私学行政課 法規係・企画係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

(高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、高校等専攻科の生徒への修学支援に関することについて)

初等中等教育局 修学支援プロジェクトチーム 修学支援企画係

電話：03-5253-4111（内線 3578）

(日本学生支援機構の奨学金制度や高等教育の修学支援新制度に関することについて)

高等教育局 学生支援課 法規係

電話：03-5253-4111（内線 3050）

令和 7 年 9 月 3 0 日

関係府省庁等 各位

法務省民事局参事官室

民法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 3 3 号）に関する Q&A 形式の解説資料の活用をお願い

「民法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 3 3 号。以下「改正法」といいます。）は、公布の日（令和 6 年 5 月 2 4 日）から起算して 2 年を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

改正法は、父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流等に関する民法等の規定を見直すものであり、離婚当事者やその子らといった当事者はもちろん、それらに関わる方々にも影響を与えるものです。

このような観点から、この度、父母の離婚後の子の養育に関する改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議において、改正法の施行後に疑問が生じ得る具体的な場面を念頭においた Q&A 形式の解説資料（民法編及び行政手続・支援編。以下、「解説資料」といいます。）が取りまとめられたところです。なお、御承知のとおり、解説資料の在り方については検討が続けられており、今後必要に応じて改訂等がされる予定です。

法務省においては、解説資料をウェブページにおいて紹介しておりますが（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html）、引き続き解説資料を活用した周知・広報の在り方を検討してまいります。

関係府省庁等におかれましても、改正法の施行後も適切な運用が行われるよう、解説資料の積極的な活用等、関係機関等への情報提供等への御協力をお願い申し上げます。

父母の離婚後の子の養育に関する民法等改正法の施行準備のための関係府省庁等連絡会議
令和7年6月30日取りまとめ
令和7年8月27日改訂

目次

1	親の責務等（新民法第817条の12）	1
2	父母相互の人格尊重・協力義務（新民法第817条の12関係）	2
3	家庭裁判所が親権者の指定又は変更についての判断をする際の考慮要素（新民法第819条関係）	6
4	親権の行使方法等（新民法第824条の2関係）	16
5	その他	30

1 親の責務等（新民法第817条の12）

Q	A
特定の事項について父母と子の意見が異なる場合には、父母は、「その子の人格を尊重」する観点から、子の意見と異なる行為をすることができないのか。	「子の人格を尊重」することは、父母が子の養育に当たって常に子の意向に沿う行為をすることではない。父母は「子の年齢及び発達の程度に配慮」し、子の利益の観点から必要な場合には、子の意向に反する監護に係る行為をすることができし、子が自らの利益に反することが明らかかなことをしようとするときには、その意向に反してでも制止する義務を負

	うこともある。ただし、その際には、子に対して、なぜ父母がそのような判断をするのかを伝えることが子の人格尊重の観点から望ましいことともあると考えられる。
父母が子に対して負う「自己と同程度の生活を維持することができよう扶養」する義務（生活保持義務）はいっつまで負うのか。	新民法第817条の12は、父母が生活保持義務を負うべき「子」の範囲を未成年の子に限定していないことから、その範囲は解釈に委ねられている。なお、現行法下では、大学生である成年の子については、未成年の子と同水準の養育費の支払いを命ずる裁判例もあったところであるが、改正法はこのような従前の解釈に直ちに影響を与えないものではない。

2 父母相互の人格尊重・協力義務（新民法第817条の12関係）

Q	A
どのような行為が父母相互の人格尊重・協力義務に違反するか。	どのような場合に父母相互の人格尊重・協力義務に違反したと評価されるかは、個別具体的な事情に即して判断されるべきであるが、一般論としては、次の各場合等には、個別具体的な事情によっては、父母相互の人格尊重・協力義務に違反すると評価される場合がある。 ○ 暴行、脅迫、暴言等の相手方の心身に悪影響を及ぼす言動や誹謗中傷、濫訴等をする場合 ○ 親権者の一方による養育に対して、他の一方が不当な干渉をする場合 ○ 父母双方が親権者である場合において、その一方が何ら理由なく他方に無断で子の居所を変更するなどする場合 ○ 父母の協議や家庭裁判所の調停・審判により親子交流についての定めがされたものの、父母の一方が特段の理由なくこれを履行しない場合 ○ 父母の一方が、養育費や親子交流など、子の養育に関する事項についての協議を理由な

	く一方的に拒否する場合 ○ 子の面前で他方の親の誹謗中傷等する場合 ○ 父母の一方が、正当な理由なく、子の監護に関する裁判所の判断に従わない場合
単独親権者が、DVや虐待からの避難のために子とともに転居する場合であっても、他方の親に無断で子の住居を変更した場合には、父母相互の人格尊重・協力義務に違反することになるのか。	単独親権者が子の居所指定権を行使する場合でも、他方の親に対する人格尊重・協力義務に配慮する必要がある。しかし、DVや児童虐待から避難する必要がある場合には、他方の親に無断で子を転居させたとしても、それらの義務に違反するものではない。また、人格尊重・協力義務に違反するか否かについては、例えば、親権変更に関して主張された場合には、個別具体的な事情に基づいて総合的に判断されるべきものであり、改正法は、当事者の一方に対して何らかの立証責任を負わせているわけではない。したがって、そのような場面では、無断で子を転居させた場合に、DVや児童虐待の事実を立証しない限り、人格尊重・協力義務違反に当たると判断されるというものではないし、DVに関しては、加害者、被害者の双方がDVの認識を欠いている場合があることも勘案した上で、適切な判断がされることになると考えている。

子が被災した場合における子の安否や、子が病気になる場合の体調等について、別居親から同居親に対して子の状況を問い合わせたにもかかわらず、これに応答しない場合には、父母相互の人格尊重・協力義務に違反するか。	別居親にとっても、被災時の子の安否や、子の健康状態に関する情報は重要である。したがって、父母相互の人格尊重・協力義務の観点からは、適切な情報提供も重要である。 もっとも、この場合には、別居親についても、人格尊重・協力義務の観点から、被災時や子が病気の時には様々な事情のために同居親が直ちに返答することが困難な状況にあることも少なくないことを想定した対応が求められることになる。
父母間にDVがあった場合や、父母の一方から子に対する虐待があった場合等でも、父母は協力して子を養育しなければならないのか。	新民法817条の12は、人格尊重・協力義務を負う父母に文言上例外を設けていない。 もっとも、DV、虐待等の事案における加害行為を行った親については、父母相互の人格尊重・協力義務、子の人格尊重義務に反しているといえ、そのような親との協力についてはおのずと限界がある。本条は、そのように父母が共同して親権を行使することが困難な場合まで、できない協力を無理に強要するものではない。

暴言等が父母相互の人格尊重・協力義務に違反すると評価されるかどうかは、どのような事情を考慮して判断されるか。	父母の一方の言動については、その父母の日頃のコミュニケーションの在り方、関係性の在り方、そのニュアンス、言動をした理由や背景事情等の様々な事情を踏まえて評価されるべきである。例えば、父母の一方が、他方に対し、繰り返し、誹謗中傷や人格を否定するような言動をしている場合には、父母が共同して親権を行うことを困難とさせるような父母相互の人格尊重・協力義務違反があると評価され得る。 また、父母の一方が、SNS などを通じて不特定多数の者に対し、他方が犯罪者であるとい方的に主張する行為は、父母相互の人格尊重・協力義務に違反し得る行為である。
父母双方が親権者である場合において、子連れ別居が父母相互の人格尊重・協力義務に違反すると評価されるかどうかは、どのような事情を考慮して判断されるか。	父母双方が親権者である場合において、その一方が何ら理由なく他方に無断で子の居所を変更するなどの行為をしたときは、個別具体的な事情によっては、父母相互の人格尊重・協力義務に違反すると評価される場合がある。この判断において考慮されるべき事情としては、当該行為の動機や経緯、別居前後の協議の有無や内容、子の年齢や子の意向のほか、従前の父母と子との関係や父と母との関係など、様々な事情が考えられる。 DV からの避難のような急迫の事情があるときは、子連れで転居等をする事と自体がそれらの義務に違反することはない。人格尊重・協力義務に違反するか否かについては、例えば、親権変更に関して主張された場合には、個別具体的な事情に基づいて総合的に判断されるべきものであり、改正法は、当事者の一方に対して何らかの立証責任を負わせているわけではない。したがって、そのような場面では、無断で子こどもを転居させた場合に、DVや児童虐待の事実を立証しない限り、人格尊重・協力義務違反に当たると判断されるというものではないし、DVに関しては、加害者、被害者の双方がDVの認識を欠いている場合があることも勘案した上で、適切な判断がされることになると考えている。

父母の一方が父母相互の人格尊重・協力義務等に違反した場合には、親権者の指定又は変更の審判、親権喪失又は親権停止の審判等において、その違反の内容が考慮される可能性がある。	父母の一方が父母相互の人格尊重・協力義務等に違反した場合には、親権者の指定又は変更の審判、親権喪失又は親権停止の審判等において、その違反の内容が考慮される可能性がある。
---	---

3 家庭裁判所が親権者の指定又は変更についての判断をする際の考慮要素（新民法第819条関係）

Q	A
新民法第819条第7項は、父母双方を親権者とするか、その一方を親権者とするかについて、いずれかを原則とし、他方を例外として定めているのか。 父母の一方を親権者とする旨の判断よりも、双方を親権者とする判断の方が認められやすいのか。	この法改正は、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが、子の利益の観点から重要であるとの理念に基づくものである。したがって、離婚後の親権者を父母双方とするか、その一方とするかについては、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から最善の判断をすべきであり、新民法第819条も、このような考え方に沿ったものである。 離婚後の親権者を父母双方とするか、その一方とするかについては、個別具体的な事情によって判断されるものであるので、どちらが認められやすいということは一概にはいえないものと考えられる。

父母の双方を親権者とした場合には、子は父母双方の家を行ったり来たりして養育されることとなるのか。 父母の双方を親権者とすることは、親子交流の頻度、養育費の額等に影響するのか。	父母の双方が親権を行使することとなった場合であっても、具体的な監護のあり方については別途、子の利益を最も優先して、協議等によって取決めることとなる。 監護を分掌して子が双方の家で養育されることも、基本的に父母の一方の家で養育されることもあり得るが、いずれにしても、子の利益を最も優先して考慮して定めることとなる。 また、親子交流や養育費の額についても、別途、同様に子の利益の観点から定められることとなる。
子が複数いる場合、単独親権か共同親権か、単独親権の場合に親権者を父母のいずれとするとするかは子ごとに決めることになるのか。裁判離婚の場合にも、子ごとに判断されることになるのか。	協議離婚と裁判離婚のいずれの場合であっても、夫婦の間に複数の未成年の子がいるときは、子ごとに親権者を決めることとなる。この場合には、それぞれの子ごとに、その子の利益の観点から判断されることとなるが、きょうだいを別々の養育環境に置くことが適切かどうかという点も、その際の考慮要素となり得る。
離婚後の父母双方を親権者とすべきかその一方を親権者とすべきかについて、いずれの当事者も厳密な証明に至らず、裁判官が判断に迷った際には、どのような判断をすべきか（新民法第819条第7項各号の事由の有無は、いずれの当事者が立証責任を負わせる趣旨か。）。	新民法第819条第7項の規定は、当事者の一方に各考慮要素についての立証責任を負わせる趣旨のものではない。同項は、双方当事人とも自らの主張する事実を証明するに至らない場合について、裁判所がいずれの当事者の主張を採用すべきかについてのルールを定めるものではなく、裁判所は、子の利益の観点から最善の判断をすることが求められる。
家庭裁判所が離婚後の親権者の指定又は変更の裁判をするに当たり、当事者の意見や子の意見は考慮されるか。	新民法第819条第7項では、家庭裁判所が離婚後の親権者の指定又は変更の裁判をするに当たり、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならないこととしている。これは、当事者の意見を考慮することや、子が意見を表明した場合にはそ

	の意見を適切な形で考慮することを含むものである。
DV・虐待のケースでは、必ず単独親権の定めをすることになるのか。 新民法第819条第7項の第1号及び第2号のいずれにも該当しない場合であっても、裁判所が単独親権の定めをすることはできるか。	新民法第819条第7項第1号の「父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがある」と認められるとき」又は同項第2号の「父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無、（親権者の指定等についての）協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難と認められるとき」には、裁判所は、父母の一方を親権者と定めなければならない。同項第1号及び第2号は例示であるため、これに該当しない場合でも、裁判所は、「父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるとき」は、単独親権者としなければならない。また、このような事情がない場合でも、裁判所は、子の利益のため、単独親権の定めをすることができ。

父母間に DV があるために裁判所が必ず単独親権の定めをしなければならぬ場合とは、身体的 DV がある場合に限られるのか。	新民法第 8 1 9 条第 7 項第 2 号は、父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受けるおそれの有無のほか、父母間に協議が調わない理由その他の事情を考慮して、「父母が共同して親権を行うことが困難と認められるとき」に、裁判所が必ず単独親権としなければならないこととしている。したがって、身体的 DV だけでなく、精神的 DV、経済的 DV、性的 DV 等によって、父母が互いに話し合うことができない状態にある場合等、親権の共同行使が困難な場合も、この要件に当てはまることがあると考えられる。
新民法第 8 1 9 条第 7 項各号の父又は母が子の心身に害悪を及ぼす「おそれ」や、父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受ける「おそれ」の有無は、どのように判断するのか。	新民法第 8 1 9 条第 7 項第 1 号にいう父又は母が子の心身に害悪を及ぼす「おそれ」や、第 2 号にいう父母の一方が他の一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を受ける「おそれ」とは、具体的な状況に照らし、そのような害悪や暴力等を及ぼす可能性があることを意味する。この「おそれ」については、裁判所において、個別の事案ごとに、それを基礎付ける方向の事実とそれを否定する方向の事実とが総合的に考慮されて判断される。 父母の一方が過去に虐待や DV をしたという事実は、今後の虐待等の「おそれ」を基礎付ける方向の重要な事実と認められ、それらの「おそれ」が肯定される方向に傾く大きな考慮要素となる。

DVや虐待を理由として単独親権の定めを求めるためには、医師による診断書等の客観的証拠が必要か。	新民法第819条第7項各号の「おそれ」の判断においては、個別の事案ごとに、それを基礎づける方向の事実とそれを否定する方向の事実とが総合的に考慮されることとなり、医師の診断書のような、過去にDVや虐待があったことを裏付ける客観的な証拠の有無に限らず、諸般の状況が考慮されることになる。 他方で、当事者が虐待やDVを主張したとしても、その主張が認められず、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情が考慮された結果として、父母の双方を親権者と定められることもあり得る。
--	---

改正法において、父母の合意がない場合においても裁判所が父母双方を親権者とすることができるかとされたのはなぜか。 高葛藤のケースや、父母の一方が相手方と「関わりたくない」「口も聞きたくない」などの感情的な主張をしたケースにおいては、単独親権の定めがされることとなるか。	離婚後の親権者の定めについて父母の協議が調わない場合に、裁判所が、離婚後の親権者を父母双方とするかその一方とするかは、個別具体的な事情に即して、子の利益の観点から最善の判断をすべきである。父母の協議が調わない理由には様々なものが考えられるから、合意がないことのみをもって父母双方を親権者とすることを一律に許さないのは、かえって子の利益に反する結果となりがねない。そのため、新民法第819条第7項は、裁判所は、単独親権とするか共同親権とするかの判断に当たっては、子の利益のため、父母と子の関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮して実質的・総合的に判断すべきこととしている。この際には、父母の協議が調わない理由等の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であるかという観点からも検討されることとなる。 また、裁判所の調停手続においては、父母の葛藤を低下させ、子の利益に目を向けてもらうための取組も実施されていると承知しており、高葛藤であったり、容易に合意ができない状態に陥ったりした父母であっても、調停手続の過程で感情的な対立が解消され、親権の共同行使をすることができると関係構築ができるようになるケースもあり得ると想定される。そのため、父母の合意が調わないために裁判所における親権者指定の調停等の申立てがされた場合に、当初の段階から父母双方を親権者とする選択肢を一切除外するのではなく、子の利益の観点から最善の選択がされるよう、当事者の合意形成に向けた運用をすることは望ましいと考えられる。 他方で、父母が高葛藤であるケースにおいては、家庭裁判所における調停手続を経てもなお父母間の感情的な対立が大きく、父母が親権を共同して行うことが困難であると認められることがあると考えられるが、新民法第819条第7項は、そのようなケースにおいて裁判
---	---

所が親権の共同行使を強制することを意図するものではなく、父母の協議が調わない理由等の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるときには、必ず単独親権としなければならないとしている。	
--	--

父母の合意がないにもかかわらず離婚後の父母双方を親権者とすることが子の利益のため望ましい場合としては、どのような場合が考えられるか。	父母の合意がなくても父母双方を親権者とすることが子の利益のために望ましい例としては、次のようなケースが該当し得る。 ○ 同居親と子との関係が必ずしも良好ではないために、別居親が親権者としてその養育に関与することによって子の精神的な安定が図られるケース ○ 同居親による子の養育に不安があり、関係機関による支援・関与に加え、別居親の関与があった方が子の利益にかなうケース ○ 父母間の感情的な問題と、親子関係とを切り分けることができる父母のケース ○ 支援団体等を活用して子の養育について協力することを受け入れることができるケース ス ○ 当初は高葛藤であったり、容易に合意ができない状態にあったりしたが、調停手続の過程等で感情的な対立が解消され、親権の共同行使をすることができているようになるケース
高葛藤であるケースにおいて、どのような場合に「父母が共同して親権を行うことが困難」と認められるか。	父母間に協議が調わない理由等の事情を考慮し、およそ共同して子の養育に関する意思決定を行うことが困難であるとみられる場合には、「父母が共同して親権を行うことが困難と認められるとき」に当たるとする。例えば、父母の一方が他の一方に対して、誹謗中傷や人格を否定する言動を繰り返しているような場合には、「父母が共同して親権を行うことが困難」な場合に該当し得る。 他方で、父母間に感情的な対立があったとしても、相互の人格を尊重し、子の養育のために最低限のやり取りが可能であるというケースもあり得る。そのような場合には、「父母が共同して親権を行うことが困難」とまではいえず、父母と子との関係、父と母との関係その

	他一切の事情を考慮し、父母の双方を親権者と定めるとの判断もあり得る。
親権者の変更の申立ては、どのような場合に認められるのか。また、その際に、どのような事情が考慮されるか。	子又はその親族は親権者変更の申立てをすることができ、その申立ては子の利益のため必要がある場合に認められる。裁判所の判断に当たっては、子の利益のため、父母と子との関係や父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。父母の一方が子の養育に關する責任をこれまで十分に果たしてきたかや、父母相互の人格尊重・協力義務を遵守してきたかも、考慮要素の一つであると考えられる。
協議、審判・調停によって離婚後共同親権となつたが、その後に、子がそれ以前の虐待の事実を述べたり、一方の親が自身のDVの被害を話せるようになり、一方の親が自身の場合には、単独親権者とする親権者変更の申立てをすることができるか。	親権者の変更の申立ては、子の利益のため必要がある場合に認められ、父母と子との関係や父と母との関係その他一切の事情が考慮されることとなる。一度親権者を定めていた場合であっても、新たに前回親権者を定めた時より前の重要な事情が判明したときには、そのような事情も考慮され得る。
改正法の施行前に離婚をした父母は、父母の双方を親権者としてすることができるか。	改正法施行後は、それまでに離婚している父母も、父母の双方を親権者としてを含む親権者の変更の申立てをすることができ、裁判所は、子の利益のため、父母と子との関係や父と母との関係その他一切の事情を考慮して判断することとなる。 その際には、個別具体的な事情に即して、父母の一方が子の養育に関する責任をこれまで

	十分に果たしてきたかや、父母相互の人格尊重・協力義務を遵守してきたかとも考慮要素の一つとなると考えられる。
DV等を背景として、協議離婚において不適正な過程による合意によって親権者の定めがされた場合には、どのようなように対応するのか。	協議離婚の際に、DV等を背景とする不適正な過程による合意によって親権者の定めがされた場合には、子にとって不利益となるおそれがあるため、それを是正する必要がある。新民法第819条第8項は、親権者の変更の裁判において、家庭裁判所が父母の協議の経過その他の事情を考慮すべきことを明確化することとしている。この協議の経過を考慮するに当たっては、父母の一方から他方への暴力等の有無、調停又はADRの利用の有無等の事情をも勘案するものとされている。 加えて、同条第7項は、親権者変更の場合においても、DV等の事情により父母が共同して親権を行うことが困難である場合には、必ず単独親権としなければならないこととしている。
別居親が、一定の収入があるにもかかわらず理由なく長年にわたって養育費の支払をしてこなかったような場合でも、共同親権への変更の申立てをした際に、そのような変更の申立ては認められるか。	親権者変更の判断において、親権者変更を求める親が養育費の支払のような子の養育に関する責任をこれまで十分に果たしてきたかは、重要な考慮要素の一つであると考えられる。したがって、別居親が本来であれば支払うべき養育費の支払を長期間にわたって合理的な理由もなく怠っていたという事情は、共同親権への親権者変更が認められない方向に大きく働く事情であると考えられる。

離婚後に共同親権と定めたものの、別居親が養育費の支払をしない場合には、同居親の単独親権への親権者変更の申立ては認められるか。	離婚後に共同親権と定めたものの、別居親が養育費の支払をしない場合には、同居親の単独親権に変更することが相当であるとの判断がされる場合もあると考えられる。
濫用的な親権者変更の申立てがされた場合には、どのような対応がされるか。	現行の家事事件手続法によれば、家事調停については、不当な目的でみだりに調停の申立てがされた場合には、調停手続をしないことによって事件を終了させることができるとされている。また、家事審判についても、家事審判の申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきは、その申立書の写しを相手方に送付しないことができるとされている。親権者変更について濫用的な申立てがされた場合にも、こうした対応が可能である。

4 親権の行使方法等（新民法第824条の2関係）

Q	A
---	---

新民法第824条の2は、父母の婚姻中と離婚後の双方に適用されるのか。また、婚姻中の父母双方が親権者である場合と、離婚後の父母双方が親権者である場合とで、親権の行使方法は異なるのか。	新民法第824条の2は、父母の婚姻中と離婚後の双方に適用される。また、同条は、親権の行使方法について、婚姻中の父母双方が親権者である場合と、離婚後の父母双方が親権者である場合とで、異なる取扱いを要求しているものではない。
新民法第824条の2が新設されたことにより、旧民法の下でこれまででは父母の一方が単独で親権を行うことができたものについても、これからは父母双方が親権を共同して行わなければならないのか。	旧民法は、父母双方が親権者である場合の親権の行使方法について、父母が共同して親権を行うことを定めていたが、親権の単独行使が可能範囲が解釈に委ねられており、その範囲が不明確であった。 新民法第824条の2は、旧民法の解釈を明確化する趣旨で、父母双方が親権者である場合であってもその一方による親権の単独行使が可能である範囲を規定するものである。そのため、父母双方が親権者である場合において、旧民法の下での解釈によって親権の単独行使が可能であったものについて、新民法第824条の2の新設によって、その単独行使が可能な範囲が制限されるものではない。
新民法第824条の2において、「親権は、父母が共同して行う」と定めている趣旨は、子のための契約の締結等の親権行使の際に、父母双方の署名・押印を必須とする趣旨か。	新民法第824条の2が親権を「父母が共同して行う」と定める趣旨は、旧民法の解釈と同様に、身上監護や財産管理等の親権行使が、父母の共同の意思で決定されることをいう。父母の共同の意思での決定には、父母の共同の名義によって親権の行使をした場合のみならず、例えば、父母の一方が、他方の同意を得て、単独名義で親権の行使をする場合も含まれるところであり、後者の場合の他方の親権者の同意は、黙示的なものでもよい。そのため、子のための契約の締結等の親権行使の際に、父母双方の署名・押印が必須となるわけではない。 旧民法の下では、実務上、契約書等への父母の一方の署名押印をもって他方の黙示的な同意。

	意を推定するものとして取り扱われることもあったが、新民法第824条の2は、このような実務的な取扱いを変更することを求めるものではない。 共同で親権を行使すべき事柄について、他方の親に対して協議を求めたにもかかわらず、協議を求めた事柄の性質や、父母間の関係等に照らして相当な期間内に、反応がなかったり、特定の態度を示さなかったりするような場合には、相手方から黙示的な同意があったと評価することができる場面も多いと考えられる。 なお、子の利益のために急迫の事情がある場合には、単独で親権を行使することができる（新民法第824条の2第1項第3号）。
共同で親権を行使すべき事柄について、相手方に連絡をしたにもかかわらず、返事がない場合にはどうすればよいのか。	共同親権下において、新民法824条の2第1項又は第2項の例外事由がないにもかかわらず、一方の親が他方に無断で、子を代理した場合には、その代理の効果は子に帰属するか。 親権の共同行使を要する場面において、父母の一方が他方に無断で子の代理権を行使した場合には、無権代理としてその代理の効果は子に帰属しない。もともと、父母の一方が、父母の「共同の名義」で子の代理権を行使した場合には、相手方が悪意でない限り、代理の効力は妨げられない（民法第825条）。 これに対し、「単独の名義」で子の代理権を行使した場合には、相手方は民法第825条によっても保護されないが、相手方が父母の一方に権限があると信ずべき正当な理由があるときは、民法第110条によって保護される。

共同で親権を行使すべき事柄について、父母の共同の意思決定を経ることなく、父母の一方が単独で親権行使をした場合には、親権行使の相手方は何らかの法的責任を負うことはあるか、あるとすればどのような場合にどのような理由に基づくものか。	一般論として、親権行使の相手方は、必ずしも親権や監護権に関する情報を知り得る立場にはないから、父母の一方が単独で親権行使をした場合に、何らかの法的責任を負うことは多くないと考えられるが、親権や監護権に関する情報を知っていた場合における不法行為責任の成否については、個別具体的な事情に基づき総合的に判断されるものである。
新民法第824条の2第1項第3号（急迫の事情）や同条2項（日常行為）によって単独で親権を行使することはできるのは、現に子を監護している親のみか。	新民法第824条の2第1項第3号（急迫の事情）や同条2項（日常行為）によって単独で親権行使をすることができ親に限定はない。もっとも、特に急迫の事情がある場面については、適時の親権行使を要する事柄であるから、現に子を監護している親が行使する場面が多いと考えられる。
父母が双方で行うべき親権行使（子の転居等）を、新民法第824条の2第1項の例外事由がないにもかかわらず、一方の親が他方に無断で行った場合にはどうなるのか。	共同で行使すべき親権を相手方に無断で行使した場合には、その経緯や態様によっては、親権者の指定、変更の審判や親権喪失、親権停止の審判等において考慮される可能性がある。また、他方の親権に対する侵害の程度によっては、損害賠償義務等が生ずることもあり得る。

「子の利益のため急迫の事情があるとき」とはどのような場合か。	新民法第824条の2は、父母双方が親権者であるときは、親権は父母が共同して行うこととした上で、子の利益のため急迫の事情があるときは、親権の単独行使が可能であるとしている。 「子の利益のため急迫の事情があるとき」とは、父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては、適時に親権を行使することができず、その結果として、子の利益を害するおそれがあるような場合をいう。個別具体の状況によるが、例えば、 ○ DVや虐待からの避難（子の転居などを含む）をする必要がある場合 ※ 現にDVや虐待の被害にあっているときやその直後のみに限らず、加害行為が現に行われていない間も、急迫の事情が認められる状態が継続し得る。 ○ 子に緊急の医療行為を受けさせる必要がある場合 ○ 入学試験の結果発表後に入学手続きの期限が迫っているような場合などである。 急迫の事情があるときに当たるかどうかの判断においては、その子が置かれた状況や父母の意見対立の状況等、様々な事情が考慮される。DVや虐待から避難中であるといった事情もその考慮要素になり得る。 父母間の深刻な意見対立等により、父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては適時の親権行使ができないというような事情があるような場合も、急迫の事情があるときに当たり得る。
---------------------------------------	--

「監護及び教育に関する日常の行為」とは何か。	新民法第824条の2は、父母双方が親権者であるときは、親権は父母が共同して行うこととした上で、監護及び教育に関する日常の行為については、親権の単独行使が可能であるとしている。 「監護及び教育に関する日常の行為」とは、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものを指している。
「監護及び教育に関する日常の行為」を単独ですることができるのは、親権者のうち子と同居する者に限られるか。	日常の行為に係る親権の単独行使を認めることとした趣旨は、実際に目の前で子を世話している親が困ることがないように、日常的な事項については単独でできるようにするものである。 新民法第824条の2第2項は、日常の行為の行為主体を子と同居する親に制限していないが、その趣旨は、子と別居する親権者についても、例えば親子交流の機会のように実際に子の世話をするところがあり、そのような場合に別居の親権者が単独で日常の行為に係る親権行使をすることも想定されるためである。

子の日々の身の回りの世話は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。	子の食事や服装、髪の色、人付き合いなどのように、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものは、「日常の行為」に該当する。もっとも、こうした事項についても、子に対して重大な影響を与えるようなものであれば日常の行為には該当しない。
子と同居する父母の一方が日常的な行為に係る親権行使をした後に、子と別居する他方が当該行為と矛盾する行為をすることは、どのように評価されるか。	親権の行使に当たっては、父母の相互の人格尊重・協力義務、子の人格尊重義務に加え、親権は子の利益のために行使しなければならないこと等に配慮する必要がある。したがって、同居親が親権行使をした後に、別居親がこれと矛盾するような親権行使をした場合には、それにより子が被る不利益の内容及び程度や、その矛盾するような親権行使の目的などの諸般の事情に照らし、別居親による親権の行使が権利の濫用として許されない場合があり得る。
子の居所に関する判断（転居等）は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。また、その判断が「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当するのはどのような場合か。	子の転居は、その移動距離にかかわらず、通常は子の生活に重大な影響を与え得るため、同一学区内の転居も含めて、基本的には日常の行為には該当しない。 他方で、DVや虐待からの避難が必要である場合には、「急迫の事情」があるときに当たる。また、この「DVや虐待」は殴る・蹴る等の身体的な暴力を伴うものに限られない。 このような急迫の事情が認められるのは、現にDVや虐待の被害に遭っているときやその

	直後のみに限られず、加害行為が現に行われていない間も、急迫の事情が認められる状態が継続し得る。 DVや虐待からの避難という事情がない場合、例えば同居親の国内転勤等に伴って子を転居させる場合に、「子の利益のため急迫の事情があるとき」といえるかは、転勤が決まった後の父母間の協議状況や別居親が子の転居に同意しない理由等の個別の事情を踏まえて判断されることとなる。
子の旅行に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。	通常の期間で、観光等を目的とする旅行については、基本的に「日常の行為」に当たると考えられる。 海外旅行については、同行者の有無、その目的、期間等が様々であると考えられるが、例えば、短期間の観光目的での海外旅行は、通常は「日常の行為」に当たると考えられる。
学校教育に関してはどのようなものが「監護及び教育に関する日常の行為」に該当し、どのようなものが該当しないか。	「監護及び教育に関する日常の行為」とは、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものを指す。 【該当すると考えられるものの例】 ○ 就学時の健康診断の受診 ○ 学校給食に係る手続（給食費の納付、アレルギーに係る連絡等） ○ 出欠の連絡、個々の教育活動（宿泊活動、水泳授業、その他の学校行事等）への参加の同意の意思表示 ○ 学校が行う教育相談への対応（家庭訪問、三者面談への出席等）、子の学校生活に関する照会 【該当しないと考えられるものの例】

	○ 入学、退学、転学、留学、休学等手続（願書の提出、初年度や毎年の授業料の納付、退学に関する申請等） ○ 就学校変更の申立て、就学校に関する意見聴取への応答、区域外就学の手続 ○ 特別支援学校への就学に関する意見聴取への応答 ○ 就学義務の猶予・免除に関する申請 ○ 出席停止の命令に関する意見聴取への応答 ○ 長期間の交換留学制度、ホームステイ制度への参加
学校教育に関してはどのような場合が「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当するか。	例えば、以下のような手続の期限が間近に迫り、父母間の協議や家庭裁判所の手続を経ていては、適時に親権を行使することができず、その結果として、子の利益を害するおそれがあるような場合は、「子の利益のため急迫の事情があるとき」に該当すると考えられる。ただし、具体的な場面における「子の利益のため急迫の事情があるとき」に当たるときの判断においては、個別具体的な事情が考慮される必要がある。 ○ 入学手続（願書の提出、授業料の納付等） ○ 特別支援学校への就学に関する意見聴取への応答 ○ 出席停止の命令に関する意見聴取への応答
学校教育における「監護及び教育に関する日常の行為」について、それぞれの親権者から矛盾する内容の意思を示された場合、学校はどのようなように対応すべきか（例えば、修学旅行等の学校行事への参加に同居親が賛成して、別居親が反対しているという状況	修学旅行を含めた子の学校行事への参加に関する判断は、通常は「日常の行為」に該当すると考えられるため、父母双方が親権者である場合であっても、同居親は、単独でその決定をすることができる。もっとも、親権者双方から矛盾した内容の意思が示された場合、親権者相互の人格尊重・協力義務の観点及び子の利益の観点から協議をすることが望ましいとされていることを踏まえ、学校は親権者に事実関係を確認し、親権者の協議の結果に基づいて

では、子は学校行事に参加することができないのか。)	対応することが望ましい。なお、最終的に親権者双方の協議を経ても考えが異なる場合には、学校は「日常の行為」に該当するものは同居親が単独でその決定をすることができるとされていることを踏まえて対応する。
学校教育における「監護及び教育に関する日常の行為」に該当しない行為について、それぞれの親権者から矛盾する意思を示された場合には、学校はどのようにに対応すべきか。	父母が共同して親権を行使すべき事項について、学校において、父母の意見が異なっていることを認識している場合には、有効な親権行使がないものとして取り扱わざるを得ない。したがって、学校の対応としては、まずは特定事項に関する親権行使者の指定の審判等の方法を教示することなどが考えられる。 他方で、親権行使がされべき期限が迫っている状況下において子の意思が父母の一方と一致している等の個々の事情を考慮して、父母の一方が即時に単独で親権行使をするについて「子の利益のため急迫な事情がある」といえる場合には、当該親の親権行使を有効なものとする扱うことができる。
親権を持つ別居親から運動会や卒業式等の学校行事への参加の希望を受けた場合、学校はどのようにに対応すべきか。	運動会や卒業式等、学校が児童生徒の保護者に参加を呼びかけた学校行事について、親権者として事前に申し出て出ている者から参加希望があった際には、基本的に、学校はその親権者の参加を認めることができる。 一方、学校が同居親から事前に別居親の参加の制限に関する申し出を受けた場合であっても、その内容がそれ以前に親権者から申し出られている協議結果と異なっている場合や、親権者間の協議結果が学校に対して申し出られていない場合には、学校は、親権者間で協議し、その結果を学校に報告することを求めることが考えられる。 また、学校には親権者間の協議の内容の是非を判断する権限が無いということを念頭に、

	別居親の学校行事への参加については、親権者が、事前に協議を行い、学校や教育委員会等に対してあらかじめ申し出ることが、学校における円滑な対応に資すると考えられる。 なお、運動会や卒業式等の学校が保護者に参加を求めているものに参加する行為は、通常は「監護及び教育に関する日常の行為」に該当すると考えられるため、父母双方が親権者である場合であっても、各親権者は単独で自己の参加に関する判断を行うことができる。ただし、父母が学校行事の現場で高葛藤状態にあり、その参加が学校行事の運営に混乱を来す可能性が高いといった理由がある場合には、学校は、学校管理の観点から、行事参加を制限するといった対応をとることも考えられる。
子の習い事に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。	子の習い事に関する判断は、通常は、「日常の行為」に該当する。

子の宗教教育に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。	宗教教育については、日常的な礼儀作法に関するものから子の進路に影響するものまで様々なものがあると考えられるが、例えば、日々の生活の中で生ずる身上監護に関する行為で、子に対して重大な影響を与えないものは、「日常の行為」に該当する。
子の就職に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。	高校生が放課後にアルバイトをするような場合は、「日常の行為」に該当する。 長期間勤務する会社への就職の許可のように、子に対して重大な影響を与え得るものは、「日常の行為」に該当しない。
子の財産管理に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。	財産管理は、監護又は教育に関する行為ではない。
子の氏の変更や養子縁組に関する判断は、「監護及び教育に関する日常の行為」に該当するか。	子の氏の変更や養子縁組に関する判断は、子の身分関係に関する行為であり、監護又は教育に関する行為に該当しない。
「監護及び教育に関する日常の行為」(子の学習塾、アルバイト等)に関し、父母の意見に食い違いが大きい場合には、どのような対応をとればよいのか。父母の一方が単独で親権を行使した後、他方の	日常的な事柄については、いずれの父母も、単独で親権を行使することができ、これにはアルバイト就労についての許可も含まれる。もっとも、これらの事柄について父母の考えが異なる場合には、父母は、相互の人格尊重・協力義務の観点及び子の利益の観点から、協議をすることが望ましい。また、他方が親権を行使した後でこれと矛盾する親権行使をした場

親が事後的に不当に矛盾する行為をとり続けるような場合には、どのようにに対処すればよいのか。	合には、子の利益の観点から、権利の濫用と判断されることがあると考えられる。 父母間の対立が激しく、解決が困難な場合には、最終的には、監護者指定、親権者変更の調停・審判等によって解決することになり、その審理においては、申立てに至る経過等も考慮されることとなるものと考えられる。
新民法第824条の2第3項により家庭裁判所が親権行使者を定めることができる「特定の事項」とは何か。	新民法824条の2第3項は、「特定の事項」に係る親権の行使について、家庭裁判所が当該事項に係る親権の行使を父母の一方が単独で定めることができることとしている。この「特定の事項」は、同条の規定により父母が共同して親権を行うべき事項を意味している。「監護及び教育に関する日常の行為」に関する事項や、「子の利益のため急迫の事情があるとき」の親権行使の対象となる事項は、「特定の事項」には該当しない。
民法第824条の2第3項の親権行使者の指定は、家庭裁判所の調停・審判以外によってもできるか。	民法第824条の2第3項の親権行使者の指定は、家庭裁判所の審判等によってされるものであり、私的文書で同項の指定をすることは想定されていない。 ただし、通常の取引の場面では、共同親権下の子について、父母間で当該子の親権行使を父母の一方が専ら行うことを事実上合意している場合には、当該親が他方親の同意を得た上で共同名義によって代理行為等を行うことができるし、単独名義で代理行為等をすることもできると考えられる。 他方で、例えば、裁判手続の場面では、裁判手続の安定性の観点から別途検討されることとなり、例えば、少なくとも裁判を開始する行為（訴訟提起、家事審判の申立て等）については、共同親権者双方の名義で行うか、家庭裁判所の審判等によって当該裁判手続に係る親権行使者の指定を受けた父又は母が行う必要があるものと考えられる。

「監護の分掌」とは何か。	監護の分掌とは、子の監護を父母が分担することであり、例えば、子の監護を担当する期間を分担することや、監護に関する事項の一部（例えば教育に関する事項など）を父母の一方に委ねることがこれに該当する。新民法第766条第1項は、離婚時に父母の協議により養育計画の作成ができることを明らかにするため、離婚時に父母の協議により定める事項として監護の分掌を明記した。
「監護の分掌」と親子交流とは何が違うのか。「監護の分掌」の定めをした場合には、養育費について現行法とは異なる扱いがされるのか。	「監護の分掌」とは、交流にとどまらず、具体的な監護の内容について話し合い、定めるものである。養育費は、子の具体的な状況に応じて子の利益の観点から適切に定められるべきものであり、その点については改正法施行後も変更はない。
父母双方が親権者であるかその一方が親権者であるかや、特定事項に係る親権行使者が定められているか及びそれが父母のいずれであるかは、公的な文書に記録されるのか。また、親権行使の受け手となる学校や病院等は、誰が親権者であるかをどのようにに把握すべきか。	父母の離婚後の子の親権者については、子の戸籍に記録される（なお、住民基本台帳には記録されない）。他方で、特定事項に係る親権行使者が定められた場合でも、そのことは戸籍に記載されないが、家庭裁判所の調停・審判で定められた場合には、その調停調書・審判書にその内容が記載されることとなる。 親権行使の受け手側が子の親権者が誰であるかを判断する方法については、民法に特段の規定はなく、これまでの実務でも、個別具体的な事案に即して、父母の申告等に基づいて適切に判断されていた。改正法はこれまでの実務的な取扱いを変更することを求めるものではない。ただし、学校や教育委員会等は親権や監護権に関する情報を知り得る立場にないことから、親権者が学校等に対してこれらの事実関係等を申告することが望ましいと考えられる。 また、子が学校に在学している期間中に親権者の指定変更や、特定事項に係る親権行使者

	の定めがあった場合には、学校や教育委員会等がその事実を把握するために、親権者が学校等に対してその旨の申告等を行うことが望ましいと考えられる。
子の監護をすべき者や監護の分掌の定めの有無・内容は、公的な文書に記録されるのか。また、親権行使の受け手となる学校や病院等はその定めの有無・内容をどのように把握すべきか。	子の監護をすべき者や監護の分掌の定めの有無・内容は、戸籍には記録されない。父母間の協議による定めについては特に公的な文書は作成されないが（公正証書を作成することは可能である。）、家庭裁判所の調停・審判によって子の監護をすべき者や監護の分掌の定めがされた場合には、その調停調書・審判書にその内容が記載されることとなる。 親権行使の受け手側が子の監護をすべき者や監護の分掌の定めの有無・内容を把握する方法については、民法に特段の規定はなく、個別具体的な事案に即して、父母の申告等に基づいて適切に判断する必要がある。この点について、改正法はこれまでの実務的な取扱いを変更することを求めるものではない。ただし、学校や教育委員会等は親権や監護権に関する情報を知り得る立場にないことから、親権者が学校等に対してこれらの事実関係等を申告することが望ましいと考えられる。 また、子が学校に在学している期間中に子の監護をすべき者や監護の分掌の定めがあった場合には、学校や教育委員会等がその事実を把握するために、親権者が学校等に対してその旨の申告等を行うことが望ましいと考えられる。

5 その他

Q	A
---	---

各種施設を親子交流の場としたい旨の希望があった場合には、当該施設の管理者はどのような対応すべきか。父母の協議において、親子交流の場所を当該施設と定めた場合には、当該施設の管理者は親子交流の実施場所を必ず提供する必要があるか。	父母間の協議は当該施設の管理者を法的に拘束するものではないため、父母間の協議において親子交流の場所が定められた場合であっても、当該施設等を親子交流の場所として提供するかどうかは、当該施設等の管理者において、個別の事案ごとに施設管理等の観点から、適切に判断されるものである。 他方で、父母又はその代理人においては、各種施設において親子交流を円滑に行うために、あらかじめ当該施設の管理者へ父母間の協議の状況等を説明し、かつ施設の利用条件・開館日時等を確認し、その範囲内で利用することが適切である。
共同親権下にある子について、父母の一方が再婚した相手と子とで養子縁組をさせるにはどうしたらよいか。養子縁組が成立した場合には、親権関係はどうなるのか。	15歳未満の子を養子とする縁組については、親権者が子に代わって承諾（代諾）することとされており、共同親権の場合には父母が共同で代諾する必要がある。父母の一方が縁組に反対している場合には、代諾について、新民法第824条の2第3項の特定の事項に係る親権行使者を定める審判を申し立てることが考えられるが、家庭裁判所は、代諾については子の利益のために特に必要がある場合に限り同項の審判をすることができるとされている（新民法第797条第4項）。 父母の一方の配偶者と養子縁組が成立した場合には、養親とその配偶者である実親が共同親権者となり、他方の実親は親権者ではなくなる（新民法第818条第3項）。

目次

1	総論	2
2	ひとり親家庭支援関係	3
3	児童扶養手当関係	3
4	障害者支援関係	4
5	住民票関係	5
6	民事法律扶助関係	6
7	税金（扶養控除）関係	6
8	学校関係	7
9	医療費助成関係	12
10	健康保険関係	12
11	生活保護関係	14
12	DV被害者保護・支援関係	14

1 総論

新民法第824条の2において、「親権は、父母が共同して行う」と定めている趣旨は、子に関する各種の行政手続の申請書等に父母双方の署名・押印を必須とする趣旨か。また、申請書等への父母の一方の署名押印をもって他方の黙示的な同意を推定することは、同条の趣旨に反するか。	子に関する各種の行政手続について、誰がその申請等を行うことができるかについては、民法の規定のみによって一義的に定まるのではなく、その行政手続の根拠となる法令等の規定に基づいて検討する必要がある。 新民法第824条の2が親権を「父母が共同して行う」と定める趣旨は、旧民法の解釈と同様に、身上監護や財産管理等の親権行使が、父母の共同の意思で決定されることをいい、その親権行使の際に、父母双方の署名・押印が必須となるわけではない。申請書等への父母の一方の署名押印をもって他方の黙示的な同意を推定することは、同条の趣旨に反しない。
共同親権下にある子については、行政手続の名宛人は父母双方とすべきか。	行政手続を子本人に対して行うべきか、「保護者」等に対して行うべきかは、その行政手続の根拠となる法令等によって定まる。 行政手続を子本人に対して行う場合に、民法上の法定代理人を名宛人に行うことができるかはその行政手続の根拠となる法令等の解釈による。なお、民事法上は、一般に代理人が複数いる場合でも、相手方は代理人のうちの一人に対して意思表示をすることができると解されている。 行政手続を「保護者」等に対して行う場合の名宛人については、根拠法令の解釈による。
学校や教育委員会、医療機関等は、親権者同士の意見が食い違っている場合のように、個別・具体的な事案の対応において困った場合には、どこに相談したらよいか。	民法の規律（親権・監護権の帰属、代理による契約締結等、子の監護・教育に関する方針の決定）や、令和6年民法等改正法の内容については、法務省民事局に相談されたい。 個々の行政手続に係る根拠となる法令等の解釈・運用については、その法令等の所管庁に相談されたい。 個別・具体的な事案については、弁護士に相談する等されたい。

2 ひとり親家庭支援関係

離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、ひとり親家庭支援（ひとり親家庭等日常生活支援事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、母子父子寡婦福祉資金貸付等）は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）や各種事業の実施要綱において、親権の有無にかかわらず、配偶者のない者で現に児童を扶養している者等を支援の対象者としており、離婚後の父母双方が親権者である場合でも対象者の取扱いに影響が及ぶものではない。	ひとり親家庭支援（ひとり親家庭等日常生活支援事業、自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業、母子父子寡婦福祉資金貸付等）は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）や各種事業の実施要綱において、親権の有無にかかわらず、配偶者のない者で現に児童を扶養している者等を支援の対象者としており、離婚後の父母双方が親権者である場合でも対象者の取扱いに影響が及ぶものではない。
---	--

3 児童扶養手当関係

離婚後の父母双方を親権者と定めた場合、児童扶養手当の支給や所得制限の所得算定に影響が及ぶのか。	児童扶養手当は、民法上の親権や監護者の定めの有無にかかわらず、子を監護している実態があるか否かでその支給対象者を判断していることから、離婚後の父母双方が親権者となった場合にも、子を監護している実態があるか否かで手当の支給対象者を判断する。また、所得制限の所得算定については、受給者本人の所得によることとしているため、離婚後の父母双方が親権者となることにより算定に影響が及ぶものではない。
---	---

※ 特別児童扶養手当については「4」参照

4 障害者支援関係

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給について、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合の障害児に係る補装具費の負担上限月額の区分は、当該父母の双方の資力を考慮して判断されることとなるか。	障害児に係る補装具費の負担上限月額の区分は、親権の有無に関わらず、障害児と同一の世帯に属する者が市町村民税非課税か課税かによって決定する。
児童福祉法に基づく障害児通所支援をはじめとする障害児の福祉サービスの利用者負担について、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合の負担上限月額は、当該父母の双方の資力を考慮して判断されることとなるか。	障害児の福祉サービスの利用者負担については、親権の有無に関わらず、障害児と同一の世帯に属する者の所得を考慮してその負担上限月額を決定する。
婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、特別児童扶養手当を受けるための父母の資力要件（収入要件・所得要件等）については、その双方の資力を考慮して判断されることとなるか。	特別児童扶養手当については、親権の有無にかかわらず、障害児を監護している実態があるか否かで、その受給資格を判断し、当該受給資格者の所得を確認して支給されることとなる。
婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、障害児福祉手当を受けるための父母の資力要件（収入要件・所得要件等）については、その双方の資力を考慮して	障害児福祉手当については、親権の有無にかかわらず、受給資格者である障害児の民法上の扶養義務者であって、当該障害児の生計を維持する者の所得を確認して支給されることとなる。

判断されることとなるか。	
5 住民票関係	
離婚後の父母双方を親権者と定めた場合において、未成年の子に関する住民票に係る転入・転出等のある婚姻中の場合であっても市区町村において、転入・転出等の事実や、現に届出を行っている者の代理権等（委任状や法定代理権など）を確認してその処理を行っており、その際に、父母双方の同意は求めている。この取扱いとは、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合においても同様である。	未成年の子に関する住民票に係る転入・転出等に係る届出については、現行の共同親権である婚姻中の場合であっても市区町村において、転入・転出等の事実や、現に届出を行っている者の代理権等（委任状や法定代理権など）を確認してその処理を行っており、その際に、父母双方の同意は求めている。この取扱いとは、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合においても同様である。
住民票に関するDV等支援措置に関し、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合において、DV等を受けたどちらかの父母と同居する子について、別居するもう一方の父母の同意がなくても、支援措置を実施することはできるのか。	住民基本台帳事務においては、DV等の被害者の相手方が、住民票の写し等の交付を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止するDV等支援措置を実施している。DV等を受けたどちらかの父母が、子とともに同一の住所に避難している場合に、もう一方の父母が、DV等を受けた父母の住所を探索する目的で、子の住民票の写しの交付の申出等を行うおそれがあると認められる場合には、当該子についても支援措置を実施することとしている。この支援措置は、婚姻中の父母双方が親権者である場合か、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合かに関わらず、当該DV等を受けた父母の住所を秘匿するために当該子に対する支援措置の必要性が認められる場合には実施することができる。

6 民事法律扶助関係

婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、子が裁判手続における訴訟上の救助や訴訟費用執行免除を受けるための資力要件については、父母双方の資力を考慮して判断されることとなるか。	民事訴訟法及び刑事訴訟法において「親の資力や収入」を考慮する旨の規定はなく、個別具体的な事案において、裁判所が様々な事情を踏まえて判断しているものと承知している。
離婚後の父母双方を親権者と定めた場合、未成年者が民事法律扶助を申し込む際の資力要件は、誰の資力を基準に判断されるのか。	未成年者が民事法律扶助を申し込む場合の資力要件は、親権の帰属にかかわらず、未成年者と同居している家族で、未成年者の生計に貢献していることが明らかなる者の資力を基準に判断する。

7 税金（扶養控除）関係

共同親権か単独親権かの違いにより、所得税法における扶養控除の適用に影響があるか。	所得税法においては、扶養親族である子を有する場合について、その子の所得金額が48万円以下（令和7年12月1日以降：58万円以下）であることや、その子と生計を一にしていることなどの一定の要件の下、扶養控除の適用ができることとされている。 この扶養控除の適用に当たって、親権の有無は要件とされていないことから、共同親権か単独親権かの違いが扶養控除の適用に影響を与えることはない。
---	---

8 学校関係

就学すべき学校の指定等の事務について、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、全ての親権者を名宛人とする必要があるか。	就学すべき学校の指定等の後に続く、就学校変更の申立て等の保護者による行為は、「監護及び教育に関する日常の行為」に当たらず、婚姻中の父母双方が親権者である場合や離婚後の父母双方が親権者と定められている場合を含め、全ての親権者の共同の意思によって親権を行使する必要がある行為に当たる。一方で、学校や教育委員会は、親権や監護権に関する情報を知り得る立場になく、また、一般論として、これまでの実務上の取扱いにならない、親権行使に当たり、申請書等への一方の親権者の署名押印をもって他方の黙示的な同意を推定することは、改正法の趣旨に反しないとされていること等を踏まえ、名宛人については、例えば、「〇〇〇〇（子供の名前）の保護者」宛てとするなどの工夫が考えられるが、個別具体的な事情を踏まえて、各教育委員会及び学校において適切に判断されるべきものである。
保護者（子に対して親権を行う者）が行うべき、就学校変更の申立て（学校教育法施行令8条）を監護権者が単独で行うことは可能か。	就学校変更の申立ては、「監護及び教育に関する日常の行為」ではないものの、民法第820条に規定する「監護及び教育」に関する事柄である。新民法第824条の3第1項において、監護者（監護をすべき者）は、「監護及び教育」に関して、親権を行う者と同一の権利義務を有し、また、単独ですることができると定められている趣旨を踏まえれば、学校教育法において「保護者（子に対して親権を行う者）」が行うこととされている行為を、監護者が単独で行うことについては差支えない。また、就学校に関し、監護者として指定されていない親権者と、監護者の意向が異なる場合には、新民法第824条の3第2項の趣旨により、監護者の意向が優先することになる。 なお、学校や教育委員会は、親権や監護権に関する情報を知り得る立場になく、また、これまでの実務においては、同居親に親権や監護権があるものと推定して手続を行ってきたこ

	とに鑑みれば、今後も同様の推定の下に各種手続きを進めることは、改正法の趣旨に反するものではない。ただし、保護者等から、監護権、親権に関する事実関係等について申告があった場合には、その申告に基づいて適切に対応されるべきものである。
就学援助制度について、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、支援の認定を受ける際に、父母双方の収入を考慮することとなるか。	就学援助は学校教育法第19条に基づき、保護者（親権者）に対して市町村が支援する制度であり、支援対象は、保護者のうち、生活保護法上の「要保護者」と、市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める「準要保護者」となる。 就学援助の実施主体は市町村であり、認定基準は各市町村において定められているので、詳しくはお住いの市町村教育委員会にご相談いただきたい。
就学援助制度について、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、支援の認定を受ける際に、父母双方の同意が必要になるのか。	就学援助は学校教育法第19条に基づき、保護者（親権者）に対して市町村が支援する制度である。 就学援助の申請手続きは、支援を受けようとする保護者が、自身に対する支援を受けるために申請手続きを行うものであるため、その申請手続きは子に対する親権の行使にあたらない。このため、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後に父母双方が親権者である場合にも、父母双方の同意がないと申請できないものではない。
高等学校等就学支援金について、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合、支援の認定においては、父母双方の収入を考慮することとなるか。	高等学校等就学支援金は、高校など（※）の授業料の負担を軽減することを目的としている。多くが未成年である高校生の就学の費用を負担する責任を負うのは主に親権者であると考えられるため、支援の認定において、親権者等の収入に基づいて判定をしている。 このため、離婚後に父母双方が親権者である場合は、親権者が2名であるため、基本的に

	は2名分の収入に基づいて判定を行うが、例外を設けることとする。例外の具体的な内容としては、親権者が2名である場合であっても、その後、DVや児童虐待等により接触すると危害が及ぶ可能性がある場合や、失踪していて連絡が取れない場合等であり、この他にも、支援を必要とする高校生に支援を届けられるように、配慮すべき事項等について検討を進めている。 また、離婚後にどちらか一方が親権者となった場合には、一方の親権者のみの収入に基づいて判定をすることとなる。 なお、これまでも、従来の親権制度において婚姻中で父母双方が親権者である場合は、婚姻中は親権者が2名であるため、基本的には2名分の収入に基づいて就学支援金の判定を行っているが、DVや児童虐待があった場合等の例外を設けており、親権者の状況に応じて柔軟に対応することができるようになっている。 ※ 高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など
高校生等奨学給付金について、①婚姻中で父母双方が親権者である場合や、②離婚後の父母双方を親権者と定めた場合は、給付の認定においては、父母双方の収入を考慮することとなるか。	高校生等奨学給付金は、高校の授業料以外の教育費の負担を軽減することを目的としている。多くが未成年である高校生の就学の費用を負担する責任を負うのは主に親権者であると考えられるため、給付の認定において、親権者等の収入に基づいて判定をしている。令和6年度現在では、高等学校等就学支援金法に規定する保護者等であって、生活保護世帯又は非課税世帯の親権者を対象としており、高等学校等就学支援金制度と同様に、DVや児童虐待があった場合等の例外を設け、親権者の状況に応じて柔軟に対応することができるようにな

	っている。 現在、就学支援金制度との判定方法の統一化に向けた地方からの要望があることや、奨学給付金の対象世帯の拡大について概算要求を行っていることなどから、共同親権の制度が開始するまでに制度に変更が生じる可能性がある。このような状況も踏まえつつ、共同親権の導入後も、支援を必要とする高校生に支援を届けられるように、配慮すべき事項等について引き続き検討を進めている。
高校等専攻科の生徒への修学支援について、離婚後共同親権制度の導入により支援の認定に影響はあるのか。	高校等専攻科の生徒への修学支援は、高等学校専攻科に通う低所得世帯の生徒に対する授業料等の負担を軽減することを目的としている。高等学校専攻科は高校等を卒業した後に入学する教育課程であることから、大学など高等教育段階の修学支援制度に準じた支援の仕組みとしており、かつ、高等学校専攻科の生徒は、一般的には入学時点で成人年齢に達しており、生徒の成人後は親権が消滅することから、生計維持者の収入を考慮して認定を行う仕組みとしている。このため、離婚後共同親権制度の導入により支援の認定に変更が生じることはない。
特別支援教育就学奨励費について、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には支弁区分の決定の際に、父母双方の収入を考慮することとなるか。	特別支援教育就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨に基づき、障害のある幼児児童生徒の就学の特殊事情に鑑み、特別支援学校等に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて支弁区分を決定し、就学のために必要な経費を支援する制度である。 支弁区分の決定に当たっては、親権者に限らず、親権者の属する世帯全体の収入等を算定の基礎としていることから、父母双方が親権者である場合においても、申請者となる親権者が属する世帯全体の収入等を算定の基礎とし、支弁区分を決定することとなる。

特別支援教育就学奨励費について、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、支援の認定を受ける際に、父母双方の同意が必要になるのか。	特別支援教育就学奨励費は、特別支援学校等に就学する児童等の親権者を支援する制度である。 特別支援教育就学奨励費の申請手続きは、支援を受けようとする親権者が、自身に対する支援を受けるために申請手続きを行うものであるため、その申請手続きは子に対する親権の行使にあたらない。このため、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後に父母双方が親権者である場合にも、父母双方の同意がないと申請できないものではない。
離婚後共同親権制度の導入によって、日本学生支援機構の奨学金制度や高等教育の修学支援新制度における生計維持者の考え方に影響はあるのか。 制度導入前は受けることができていた経済的支援が受けられなくなるのではないか。	日本学生支援機構の奨学金制度における家計基準（収入要件）は、「生計維持者」の収入等の状況に基づいて判定することとしており、生計維持者は原則として父母の2名だが、離婚等により父又は母と本人が別生計となっている場合などについては、これまでも、親権の有無にかかわらず、学生等の事情に応じて判定することとしている。このため、離婚後共同親権制度の導入によって制度上の取扱いが変わらない。 ※「離婚等」には、離婚調停中、DVによる別居中、又は未婚の場合なども含む。 ※なお、未成年者が奨学金に申し込むときは、親権者の同意が必要となるが、事情により親権者の同意を得られない場合は、追加書類の提出により申込みを受け付けている。

9 医療費助成関係

婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、小児慢性特定疾病児童への医療費助成における自己負担上限額の算定はどうなるのか。	小児慢性特定疾病医療費助成制度は、児童福祉法に基づき、医療費の自己負担分の一部について助成を行う制度であり、自己負担上限月額「支給認定世帯」の所得状況等に応じて決定することとしている。 「支給認定世帯」は、小児慢性特定疾病児童と同じ医療保険の被保険者（※）としていることから、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合であっても、所得を把握する単位に影響はない。 （※）健康保険など国民健康保険以外の医療保険の場合は、当該児童を被扶養者としている被保険者。国民健康保険の場合は、「住民票上の世帯」内の被保険者全員。
---	---

10 健康保険関係

婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合に、健康保険において、その双方が関与して行わなければならない手続きはあるか。	婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合に、健康保険において法令上その双方が関与して行わなければならない手続きはない。
婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、健康保険に加入している父母の子について、子が医療機関等で療養を受ける際の医療費の自己負担は父母双方の資力を考慮して判断されることとなるか。	健康保険の医療費の一部負担割合については、診療等を受ける者の年齢に応じて決まるため、父母双方の資力を考慮して判断されるものではない。 また、高額療養費の自己負担限度額については、父母の離婚後は、子は父母どちらかの被扶養者となることが想定されるが、子の医療費が高額となり高額療養費の対象となる場合には、子を被扶養者として有する方の報酬に基づいて自己負担限度額が決定されることとなる

	ため、父母双方の資力を考慮して判断されるものではない。
婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、国民健康保険においてその双方が関与して行わなければならない手続きがあるか。	国民健康保険法上の手続きについては、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合に、国民健康保険においてその双方が関与して行わなければならない手続きはない。
婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、国民健康保険における療養の給付、保険料徴収における資力要件（収入要件・所得要件等）については、その父母双方の資力を考慮して判断されることとなるか。	国民健康保険の一部負担金の負担割合、高額療養費等の支給額の区分、保険料額の算定においては、被保険者の年齢や世帯単位の所得・資産額に応じて決まり、親権の有無は算定の上で要件となっていない。
後期高齢者医療制度の被保険者が養子縁組等によって親権を持つこと等により、婚姻中の父母双方が親権者となる場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、後期高齢者医療制度においてその双方が関与して行う手続きがあるか。	後期高齢者医療制度の法令上の手続きについては、婚姻中の父母双方が親権者である場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合に、その双方が関与して行う手続きはない。
後期高齢者医療制度の被保険者が養子縁組等によって親権を持つこと等により、婚姻中の父母双方が親権者となる場合や、離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、後期高齢者医療制度における療養の給付、保険料徴収における資力要件（収入要件・	後期高齢者医療制度の一部負担金の負担割合、高額療養費等の自己負担限度額の区分、保険料額の算定においては、被保険者個人やその属する世帯の所得に応じて決まり、親権の有無は算定の上で要件となっていない。

所得要件等) については、その父母双方の資力を考慮して判断されることとなるか。	
1 1 生活保護関係 離婚後の父母双方を親権者と定めた場合には、生活保護を受けるための父母の資力要件 (収入・資産等) については、その双方の資力を考慮して判断されることとなるか。	生活保護については、父母双方が親権者であるかその一方が親権者であるかにかかわらず、原則として、同一の住居に居住し、生計を一にしている者を同一世帯として認定した上で、当該世帯の収入及び資産等を踏まえて保護の要否及び程度を判断することとなる。
1 2 DV被害者保護・支援関係 女性支援新法や配偶者暴力防止法に基づき、女性相談支援センター等でDV被害者の一時保護を行う際、被害者の子を同伴児童として保護する場合がありますが、今般の改正により、こうしたDV被害者の保護や支援にどのような影響が生じるか。	今般の改正では、 ○ 家庭裁判所が親権者を指定する際、虐待等、父又は母が子の心身に有害な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合、配偶者へのDVのおそれがあり、父母が共同して親権を行うことが困難と認められる場合には、必ず単独親権とすること ○ DVや虐待からの避難については親権の単独行使が認められる急迫の事情に該当すること (※加害行為が現に行われているときやその直後のみに限られず、加害行為が現に行われていない間も、急迫の事情が認められる状態が継続し得る。) ○ このDVや虐待に関しては、殴る・蹴る等の身体的な暴力を伴うものに限定されないこと とされており、DVや虐待のおそれがあるケースに配慮されたものとなっている。

	女性相談支援センターや配偶者暴力相談支援センター等の機関が行うDV被害者の保護や支援において、これまで、共同親権であった婚姻中のDV被害者やその子に対して、一時保護等を含む必要な支援を提供することが行われてきたところであり、今般の改正により、その取扱いに変更が生じるものではない。女性相談支援センター等の機関においては、DV被害者の立場に立って相談に応じ、その相談内容に基づき、DVから保護することが必要であると判断した場合には、上記のとおり、DVや虐待からの避難については親権の単独行使が認められる急迫の事情に該当することとされていることを踏まえ、ためらうことなく一時保護等の必要な支援を行う必要がある。
--	--